

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

許可を必要としない建設業者に係る確認書

金融機関本・支店名

代表者名

下記の申込人について、建設業法第3条第1項ただし書きに該当する業者（軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者）であり、建設業の許可を必要としないことについて、確認しました。

記入内容		記入欄
申込人（建設業者）	住 所	
	氏 名	
確 認 日		年 月 日

※保証申込の都度、確認が必要となります。

※確認資料の添付は不要です。

【参考】

1. 建設業法第3条第1項

（建設業の許可）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

2. 許可を必要としない建設業者（建設業法施行令より）

- （1）建築一式工事で、工事一件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- （2）建築一式工事以外の建設工事で、工事一件の請負代金の額が500万円に満たない工事